

1. 業務名

ヘリコプターを活用した周遊性向上に係る事業化可能性調査・実証事業業務委託

2. 事業目的

本県の観光の周遊性向上における課題として、①ゲートウェイから観光地へのアクセスの悪さ、②観光地間の移動の不便性がある。

本事業では、高付加価値旅行者をターゲットとした受入体制整備の一環として、ヘリコプターを活用した県内観光の周遊性向上に係る課題抽出・方策・採算性に係る事業化可能性調査（F S 調査）を実施するとともに、周遊性を重視した実証運航ツアーを行うことで、二次交通としてのヘリコプター移動商品のビジネス性の検証を行う。

3. 履行期間

契約の日から令和6年3月22日（金）まで

4. 業務内容

(1) ヘリコプター活用検証地域協議会の運営

県内地域でのヘリコプター活用の検証を行うため、以下のとおり地域協議会を起ち上げ、運営を行うこと。

① メンバー（例）

旅行会社、ヘリ事業者、地元市町、地元観光協会、タクシー・ハイヤー事業者、宿泊事業者、通訳案内士 等

② 協議事項

- ・ニーズのとりまとめ
- ・課題の洗い出し
- ・ニーズ及び課題に対する改善方策の検討
- ・各事業者の役割分担
- ・ヘリコプター活用促進するための参画意向 等

③ 地域（想定）

- ・伊勢志摩、東紀州地域

(2) 事業化可能性調査（F S 調査）

ヘリコプター活用に係る事業化可能性を探るため、ニーズ・法規制・経済性等の観点で調査を行うこと。

① 調査項目

- ・高付加価値旅行者及び外国人旅行者などのヘリコプター活用に係るニーズやターゲット層の調査
- ・伊勢志摩地域、東紀州地域など県内観光拠点におけるヘリポート適地調査
- ・ヘリコプター活用に係る法規制調査
- ・平常時・災害時のヘリポート活用に係るデュアルユース調査（先進県の取組を含む）
- ・各事業者の採算性調査

② 留意事項

事業化可能性調査に際しては、(1)のヘリコプター活用検証地域協議会内での議論・検討内容を踏まえて実施すること。

(3) 実証運航ツアーの実施

事業化可能性調査で得られた仮説や課題の解決、ビジネス性の検証のため日帰りのヘリ運航ツアーを1回以上実施すること。なお、ツアー参加者は地域協議会メンバーを中心に構成すること。

① 検証項目

事業化可能性調査において得られた仮説や課題に応じ検証ポイントを設定すること。

(例) 技術的課題、法的課題、業務運営上の課題、経済性（ビジネス性）、乗り継ぎ、ラゲージの運搬 等

② 実証運航ツアーの概要

- ・ ゲートウェイとなる空港、伊勢志摩地域の適地調査で得られたヘリポート候補地、東紀州地域の適地調査で得られたヘリポート候補地を含めて行程を設定すること。
- ・ 地域協議会メンバー等の関係者を含め5人程度を搭乗させること。
- ・ 天候等に十分留意し事故等のないよう企画すること。
- ・ 万が一の場合の危機管理体制をしっかりと整えること。

③ アンケート調査

実証運航ツアー参加事業者、ツアー対象者及び地域協議会メンバーに対してアンケートを実施すること。

(4) 評価

事業化可能性調査及び実証運航ツアーの結果を踏まえ、現状での活用可能性を評価し、活用促進のための提言を行うこと。

- ① 事業化可能性調査・実証運航ツアーを通じて残った課題
- ② 課題への対応策
- ③ 現状での活用方法に係る提言

5. 完了報告

業務完了後、遅延なく下記の書類を添えて完了報告を行い、検査を受けること。

(1) 完了報告書 1部（完了報告書には以下の内容を含むこと）

- ① ヘリコプター活用検証地域協議会の活動内容、参加者名簿、協議に係る議事内容
- ② 事業化可能性調査報告書
- ③ 実証運航ツアーに係る経費・ツアー詳細・実証運航ツアーによる検証結果に係る報告書
- ④ アンケート結果・結果分析
- ⑤ 評価に係るレポート及び提言

※ ③ ④ ⑤ については、② に含めることも可能とする。

(2) 成果物又は状況写真 1式（実施状況など実績をまとめたもの）

(3) その他必要と思われる資料 1式

6. その他

(1) 委託業務の実施にあたっては、実施内容を三重県観光部観光振興課と協議しながら進めるものとする。

(2) 委託期間内において、必要に応じて三重県観光部観光振興課との業務打ち合わせを実施し、業務の進捗状況及び今後の実施予定等を確認するものとする。

(3) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 委託者に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

(4) 受託者が(3)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止

等の措置を講じます。

- (5) 委託業務を通じて取得した個人情報については、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。
- (6) 受注者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ、適切に対応するものとする。